

東北町社会福祉協議会 新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の影響が国内はもちろん県内そして町内において、長期に渡り各方面に出ています。これを受け、本会の行う事業等については、厚生労働省の示す各種対応策や青森県社会福祉協議会が定める新型コロナウイルス感染症への対応策を参考に感染予防策を講じながら業務遂行に当たります。

1.職員の対応

本会におけるすべての職員は、下記の点について日常的に留意し業務に務める。

- ① 外出前後の石鹸等を用いた手洗いまたはアルコール消毒の徹底。
- ② マスク着用の徹底。
- ③ 出勤前に必ず検温し、37度以上の発熱またはコロナウイルスに関連する症状（咳、味覚異常等）がある場合は事務局長に報告後、有給休暇の取得等の対策を講じる。また、必要に応じて「帰国者、接触者相談センター」へ相談すること。
- ④ 同居する家族等に新型コロナウイルス感染症の感染疑い、あるいは感染があった場合は、事務局長に報告し必要な対策を講じる。
- ⑤ 国外および県外への渡航は「必要かつ緊急な場合」を除いて極力控える。またその場合については事前に事務局長に報告すること。その後、原則2週間の自宅待機とするが、渡航先の状況等に応じて必要な対策を講じる。
- ⑥ 1-⑤に該当する者と接触した者は、その旨を事務局長に報告のうえ、必要な対策を講じる。
- ⑦ 職員間で物の共有は極力せず、避けられない場合は手洗い後に使用し、使用後は可能な限りアルコール消毒を行う。
- ⑧ 3密（密閉・密集・密接）が重なる場所等への外出は控え、政府の示す「新しい生活様式」を心がける。

2.来客者への対応

事務室および介護支援室（東北町老人福祉センター内）、支所事務室（東北町立図書館内）への来客者に対して、下記の点の協力をお願いします。

- ① 来所時のアルコール消毒の実施とマスク着用。
- ② 受付での検温。（非接触型体温計にて検温し37度以上の発熱がある場合は、接触型体温計にて改めて検温する。それでも37度以上の発熱がある場合は当日の入所を認めず、日を改めていただき必要な対策を講じる。）
- ③ 来客に伴い利用した居室および備品等について、不特定多数の接触が認められる物についてアルコール消毒を行う。（机・椅子・ドアノブ等）

3.各事業について

事務局が行う事業と介護保険事業については、下記の基本事項に基づいて実施する。しかし、介護保険事業については、業務の性質上基本事項の順守がままならない状況も考えられる。その際は利用者の利益を念頭に置きつつ、可能な範囲内において基本事項に基づきサービス提供を行う。

A.事務局の各種事業

- ① 3密が重ならない状況の下で実施する。
例：参加者人数の調整、窓等開放し換気、参加者間2mの確保等
- ② 事業参加者へアルコール消毒、マスク着用、検温の実施。（原則協力が得られない場合は、事業への参加を認めない。検温は非接触型体温計にて実施し37度以上の発熱がある場合は、接触型体温計にて改めて検温する。それでも37度以上の発熱がある場合は参加を認めない。ただし、マスクについては健康状態等配慮し着用が困難な場合は不要とする。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の発生等があった際に、参加者と連絡がつけられる状態にする。
- ④ 事業実施後の会場および備品等について、不特定多数の接触が認められるモノについてアルコール消毒を行う。（机・椅子・ドアノブ等）

B.居宅介護支援事業

- ① 3密が重ならない状況の下で実施する。
例：担当者会議等の際は参加者間2mの確保、窓等開放し換気等
- ② 対面する際は利用者等の検温およびマスク着用を依頼。（検温は接触型体温計にて実施し37度以上の発熱がある場合は日を改めて必要な対策を講じる。マスクは利用者の健康状態等配慮し着用が困難な場合は不要とする。）
- ③ 万が一、利用者または同居する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、対面における業務等を行わない。再開については、医療機関での治療状況等を考慮する。
- ④ 利用者または同居する家族等に37度以上の発熱、またはコロナウイルスに関連する症状（咳、味覚異常等）がある場合は、医療機関の受診、もしくは「帰国者、接触者相談センター」への相談を促し、その後の健康状態を注視した上で必要な対策を講じる。
- ⑤ 利用者または同居する家族等が国外および県外へ渡航した場合は、原則2週間対面での業務を停止する。ただし、渡航先の状況等に応じてその期間を調整する。

C.訪問介護事業

- ① 3密が重ならないような配慮を最大限心がける。
例：短時間でも窓を開け換気をする等。
- ② 利用者の検温およびマスク着用を依頼。（検温は接触型体温計にて実施し37度以上の発熱がある場合は担当ケアマネージャーに報告のうえ対応を協議する。マスクは利用者の健康状態等配慮し着用が困難な場合は不要とする。）
- ③ サービス提供時は手袋を着用し、サービス終了時は石鹸等を用いた手洗をする。（使用した手袋はサービス終了後ビニール袋等に入れ破棄する。）

- ④ サービス提供時はエプロンを着用する。(1日毎に洗濯を行い新しいモノへ替える)
- ⑤ タオル等利用者の体に触れるものは利用者本人の専用とする。
- ⑥ 万が一、利用者または同居する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、サービス提供を行わない。再開については、医療機関での治療状況等を考慮する。
- ⑦ 利用者または同居する家族等に37度以上の発熱、またはコロナウイルスに関連する症状(咳、味覚異常等)がある場合は、担当ケアマネージャーに報告のうえ対応を協議する。また医療機関の受診、もしくは「帰国者、接触者相談センター」への相談を促し、その後の健康状態を注視した上で必要な対策を講じる。
- ⑧ 利用者または同居する家族等が国外および県外へ渡航した場合は、原則2週間サービス提供を停止する。ただし、渡航先の状況等に応じてその期間を調整する。

D.福祉有償運送

- ① 3密が重ならないような配慮を最大限心がける。
例：僅かでも窓を開け換気をする等。
- ② 利用者の検温およびマスク着用を依頼。(検温は非接触型体温計にて実施し37度以上の発熱がある場合は、接触型体温計にて改めて検温する。それでも37度以上の発熱がある場合は、移送目的等を考慮し必要な対策を講じる。マスクは利用者の健康状態等配慮し着用が困難な場合は不要とする。)
- ③ 利用者または同居する家族等に37度以上の発熱、またはコロナウイルスに関連する症状(咳、味覚異常等)がある場合は、医療機関の受診、もしくは「帰国者、接触者相談センター」への相談を促し、その後の健康状態を注視した上で必要な対策を講じる。
- ④ 利用日において利用者または同居する家族等が2週間以内に国外および県外へ渡航した経歴がある場合は、利用出来ない。その場合の利用にあたっては、渡航後原則2週間の期間を置く。ただし、渡航先の状況等に応じてその期間を調整する。
- ⑤ 車両への乗降後は接触箇所のアルコール消毒を行う。

4.その他の対応

このガイドラインを、本会ホームページ等にて公表し町民をはじめとした皆様にご理解とご協力をいただきながら、国難とも呼べる今日の状況を地域で支え合い思いやりを持ち共に乗り越えられればと考えております。

- ① 国・県等の対策、提言等が急変することも想定されることから随時、必要な見直しを行い公表する。
- ② このガイドラインは公布日令和2年8月3日から施行する。